

外商投資が行う投資性公司に関する補充規定

中華人民共和國商務部令 2006 年第 3 号

《外商投資が行う投資性公司に関する補充規定》はすでに 2006 年 5 月 17 日に商務部第 5 次部務會議にて審議し可決されたので、ここに公布し、2006 年 7 月 1 日より施行する。

部長 薄熙来

2006 年 5 月 26 日

グローバル企業の中国への投資を更に一步進めるため、投資性公司の機能を完全にし、商務部が 2004 年 11 月 17 日に発布した《外商投資が行う外商投資性公司に関する規定》(商務部令 2004 年第 22 号令。以下「22 号令」と言う)について、ここに下記の補充規定を出す。

一、第 22 号令第七条を下記の通りに修正

外国投資者は自由兌換の貨幣あるいは中国内で獲得した人民元利益あるいは株式譲渡・清算などで得た人民幣の合法的収益をその投資性公司の登録資本の出資とすべきである。中国投資者は人民元で出資することができる。外国投資家はその人民幣の合法的収益を投資性公司の登録資本として出資するときは、外貨管理部門が発行した中国内人民元利潤あるいはその他人民元合法収益再投資の資本項目外貨業務審査承認文書などの関連した証明書類及び納税済証憑を提出しなければならない。営業許可証発行の日から 2 年以内に三千万ドル以上を出資しなければならない。登録資本中の残りの部分の出資は営業許可証発行の日から五年以内に払い込まなければならない。

二、投資性公司が中国外の会社のサービス外注業務を受けることを認可する。

三、22 号令第十一条を下記の通り修正

投資性公司が貨物の輸出入あるいは技術輸出入に従事する時、商務部の《対外貿易経営者届出登記弁法》の規定に符合しなければならない。投資性公司が製品を輸出する時、関連規定に従って輸出税還付の処理手続きを行ってよい。

投資性公司は手数料代理(競売を除く)を通して、卸売り方式で輸入及び国内購入商品を中国内で販売してよい。特殊商品および小売とフランチャイズ経営方式の販売は、関連する規定に符合しなければならない。

四、投資性公司が国家の関連規定に基づいて上場企業に対して戦略的投資を行うことを認可し、投資性公司は株式有限公司の中国外出資者と見做されなければならない。

五、22 号令第十五条の関連条件に符合する投資性公司是、その投資先企業の生産開始前あるいは投資先企業の新製品生産開始前に、製品の市場開発を進めるため、輸入した関連商品の国内試し販売を行ってよい。併せて中国内企業に生産 / 加工を委託したその製品あるいは親会社の製品の国内販売をしてよい。

六、22 号令第十六条を削除

七、外国投資者は、中国内で獲得した人民元利益あるいは株式譲渡、清算などで得た人民元の合法的収益をその投資性会社の登録資本の出資（あるいは増資）にするととき、投資性公司是部分登録資本の一部あるいは全部を中国内に投資して設立した企業へ用いてよい。投資性会社が前述の登録資本により設立した企業は、外商投資企業審査許可機関の許可書類、外国投資者が人民元利益またはその他の人民元の合法的収益により投資性公司に出資（または増資）することを認める外貨管理部門の資本項目外貨業務許可書類、投資先企業に対する人民幣出資の資金源が前述の登録資本にある旨の投資性公司が発行した説明書面等の書類を根拠として、所在地の外貨管理部門に対して外商投資企業外貨登記及び出資検証に関する手続を申請することができ、投資性公司が人民幣で国内投資するための資本項目外貨業務許可書類の手続を改めておこなう必要はない。

中外合弁の投資性公司が、中国側投資者の人民幣出資を資金源とする登録資本により、国内で企業を設立するときは、外商投資企業外貨登記、株式譲渡外貨受取外資外貨登記、出資検証及び外資外貨登記等の外貨管理に関する手続をする必要はなく、一般の国内企業の関係規定にもとづいて、通常どおり出資検証手続をすることができる。

八、22 号令第二十二条（二）第 1 小項の修正

“ 本規定第十条、第十一条及び第十五条に規定した業務 ” とする。

九、商務部の承認を経て、地域本部と認定された投資性公司是經營性リースと融資リース業務への従事が許される。

十、地域本部と認定された投資性公司が、国内の他の企業に委託して製品を生産 / 加工し、国内外で販売することができ、また製品を全量輸出する委託加工貿易業務に従事することを認める。

十一、財務センターあるいは資金管理センター職能を行使し、かつ地域本部と認定された投資性公司是外貨管理機関の許可を経たうえで、国内の関連公司の外貨資金について集中管理をおこなうことができ、国内の銀行にオフショア口座を開設して国外関連会社の外貨

資金及び国内関連会社が外貨管理機関の許可を受けて国外貸付に充てる外貨資金を集中管理することもできる。オフショア口座と国内の他の口座間の資金取引は、クロスボーダー資金取引として管理する。

十二、投資性会社は毎年6月1日までに、前年度の投資、経営等の状況を、所定の内容、書式及び方式にしたがい商務部に届け出るものとし、商務部の要求に基づき遅滞なく関係情報を報告しなければならない。商務部は、投資性会社が報告した情報について、守秘義務を負う。

十三、投資性会社は第十二条の要求どおりに関係情報を報告しないときは、商務部は関係規定により処理する。

十四、本規定は2006年7月1日より施行する。22号令と本規定との不一致部分は本規定を以って基準とする。

+++++

注記:

本《外商投資が行う投資性会社に関する補充規定》は、2004年11月17日に公布された《外商投資が行う投資性会社に関する規定》を補充するものであり、これと併せてご参照下さい。

なお、本《外商投資が行う投資性会社に関する補充規定》の中国国内において法的効力を有する正式文書は、中国語で制定され交付されたものであり、この日本語版は参考として使用することは出来ませんが、中国国内において法的効力を持つ正式文書としては使えません。

また、この日本語版は中国文を可能な限り正確に翻訳すべく努めましたが、この日本語版の文言や訳文を使用して生じるかも知れない如何なる結果や影響に対しても責任を負うものでは有りません。